

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和3年10月25日（月）

2 確認箇所

- ・ G3西タンクエリア
- ・ 線量表示器設置箇所（4号機南側法面、5／6号機南側）

3 確認項目

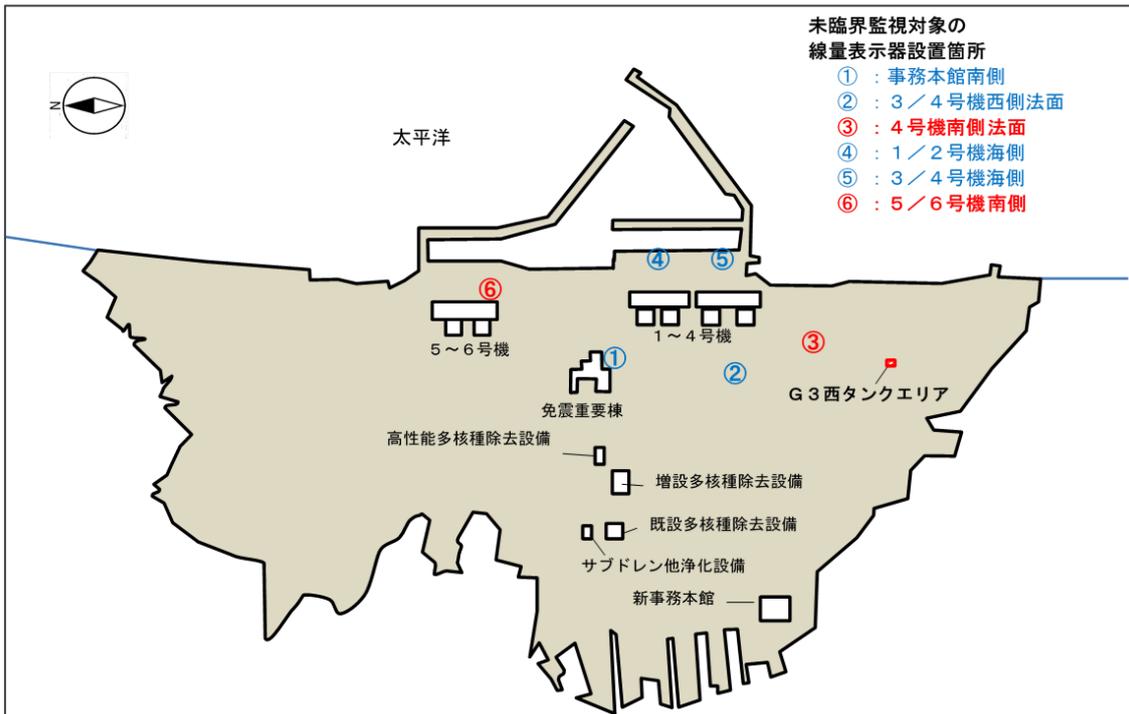
- （1） G3西タンクエリア北側での油漏えい事象
- （2） 線量表示器の運用状況

4 確認結果の概要

（1） G3西タンクエリア北側での油漏えい事象について

東京電力社員がG3西タンクエリア北側において油の漏えい跡を発見したとの情報を得たことから、現場の状況を確認した。なお、東京電力によると道路の水溜まり上に約1.5m×4mの油膜があり、近傍の側溝への流入跡も確認されたとのことである。（図1）

- ・ 現場確認時（10時40分頃）、自衛消防隊による現場確認が行われており、11時00分頃から油の処理及び吸着作業が実施された。（写真1）
- ・ 一部の油は近傍の側溝に流れ込んでおり、側溝内の溜まり水に油膜が確認できたが、溜まり水は下流側へ流れておらず、側溝内に留まっていた。（写真2）
- ・ 東京電力によると、油の流入が確認された側溝についても清掃を実施しており、13時48分に作業を完了したとのことである。なお、漏えい原因については、当該箇所に置かれていた小型発電機の移動作業時にオイルパンに溜まった雨水を流したことにより、オイルパンに滴下していた油が漏えいしたとのことである。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1-1)
G3西タンクエリア北側の
油漏えい箇所周囲の状況



(写真1-2)
雨水が流れた跡に残された油膜



(写真1-3)
漏えいした油の処理、吸着作業の
状況



(写真2)
側溝内に流入した油の状況

(2) 線量表示器の運用状況について

1～3号機原子炉格納容器内の燃料の未臨界確認は、通常、格納容器ガス管理設備の希ガスモニタにより核分裂生成物であるキセノン135の濃度を監視しているが、キセノン135の濃度の確認ができない場合は代替監視として、原子炉圧力容器底部温度上昇率及びモニタリングポストによる空間線量率の監視を行うことになっている。平成30年11月30日より、敷地内に設置している線量表示器の一部（6箇所）も代替監視用のモニタとして活用する運用に変更されていることから、10月19日に引き続き、4号機南側法面、5/6号機南側に設置されている線量表示器の運用状況を確認した。（図1）

- ・確認した範囲では、今回確認した2箇所の線量表示器や周囲の状況に異常は見られなかった。（写真3）
- ・線量表示器には、検出器や無線による測定データ伝送装置等が設置されており、未臨界監視対象機器のため移動不可であることを注意喚起する標示が掲示されていた。（写真3，4）



(写真3-1)
4号機南側法面に設置されている
線量表示器の状況



(写真3-2)
5/6号機南側に設置されている
線量表示器の状況



(写真4)
未臨界監視対象機器を示す標示
(「未臨界監視対象機器の為、移動
不可！！」と記載されている。)

- 5 プラント関連パラメータ等確認
本日確認したデータについて、異常な値は確認されなかった。